## 理事会運営規程

#### (本規程の目的)

第 1 条 本規程は、一般財団法人日本フットサル連盟(以下「本連盟」という。)理事会における審議及び決議の 方法等について定めるものである。

#### (理事会の構成)

第2条 すべての理事をもって理事会を構成する。各理事は、理事会に出席する責務を負う。

## (理事会の任務)

- 第3条 理事会は、本連盟の重要な業務執行を意思決定し、会長その他の理事の職務執行を監督し、会長の 選定及び解職を行う。
  - 2 理事会は、3ヶ月に1回以上、会長から業務執行の状況につき報告を受ける。

#### (招集権者)

- 第 4 条 理事会は、会長が招集する。
  - 2 ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長が予め指名した理事が理事会を招集し、議長 を務める。

#### (決議事項)

- 第 5 条 理事会の決議事項は次のとおりとする。
  - (1)評議員会の招集に関する事項
  - (2)会長(代表理事)の選定及び解職
  - (3) 重要な財産の処分及び譲り受け
  - (4) 多額の借財
  - (5) 重要な使用人の選任及び解任
  - (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (7) 一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - (8) 一社財法第198条で準用する同法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
  - (9) その他この法人の業務の執行に関する事項(評議員会の決議を要する事項を除く。
  - 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、必要に応じてその他の事項を審議、決議することができる。

#### (審議及び決議)

- 第6条 理事会の決議は決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
  - 2 議案の決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該決議に参加することができない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
  - 3 第1項の規定に関わらず、理事が理事の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該提案を可決する 旨の理事会の決議があったものとみなす。

## (理事以外の出席)

- 第7条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - 2 理事会がその決議により必要と認めたときは、理事及び監事以外の者を理事会に出席させ、その意見又は 説明を求めることができる。

# (議事録)

第8条 議長の指名する者は、審議の経過の要領及び結果並びに出席した理事及び監事の氏名を議事録に記録しな ければならない。

# (規程の改正)

- 第9条 本規程の改正は理事会の決議による。
- 附 則 この規程は、令和4年9月4日より施行する。